○○株式会社　　御中

余力活用に関する契約の申込書

|  |  |
| --- | --- |
| 申込年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 所在地 | 〒　　　　　－　 |
| 事業者名 |  |
| 事業者名略称 |  |
| 事業者コード |  |
| 代表者名 |  | 印 |
| 担当者名 |  |
| 担当者連絡先（Email，Tel） | Email：Tel：  |
| ユーザ名 |  |
| ユーザ名連絡先（Email，Tel） | Email：Tel： |
| インボイス事業者登録番号 |  |

下記事項を承諾の上，余力活用に関する契約を申込みます。

記

１．承諾事項

（１）　余力の運用規程および余力の運用規程第２条第２項に定める関係規程類に従うこと。

（２）　余力の運用規程にもとづき，余力活用に関する契約の解除その他の処分に従うこと。

（３）　余力活用に関する契約について，解約もしくは解除となった場合で，その後一般送配電事業者との取引に需給調整市場システムを用いないときは，需給調整市場システムの利用を終了させるための適当な処置を行なうこと。

（４）　本申込書を受領した一般送配電事業者が，本申込書を他の一般送配電事業者との間で共有すること。

（５）　ＡＰＩの仕様に関する情報を関係者以外へ開示・目的外使用しないこと。

２．ＡＰＩ連携希望

　　　　　有　☐　・　無　☐

以　上

【 一般送配電事業者からの周知事項 】

* 事業者さまが，需給調整市場システムを利用するにあたり，需給調整市場システムとＡＰＩ連携を希望される場合は，申込内容の確認後，ＡＰＩの仕様を別途，事業者さまへ開示いたします。
* 既に簡易指令システムに接続している事業者さまで「ERABサイバーセキュリティガイドライン」の対応Verが1.1の場合，余力活用に関する契約を締結するにあたりVer2.0へ対応する工事が別途必要となります。

○○電力○○株式会社　　御中

青字：記載例

余力活用に関する契約の申込書

担当者連絡先と同じ連絡先も可

○ユーザ名：

事業者の最初の登録時の管理者ユーザとして登録するために必要。（ユーザ名は需給調整市場システムログイン時のユーザIDとして必要）

事業者でユーザを増やしたい場合は、ユーザ（管理者）にて増やすことが可能。

○ユーザ名連絡先：

事業者の最初の登録時に、メールにてMMSコードを通知するために必要。上記の役割を担うことのできる方を記載。システムに登録するため、メールアドレスは50文字以内。

西暦

|  |  |
| --- | --- |
| 申込年月日 | ○○○○年　　○○月　　○○日 |
| 所在地 | 〒　◎◎◎　－　◎◎◎◎■■県■■市■■ ○丁目○番○号 |
| 事業者名 | ○○○○株式会社全角1～50文字 |
| 事業者名略称 | ○○○○事業者コード申請書に記載した略称全角1～10文字 |
| 事業者コード | ◎◎◎◎取得している事業者コードの英数字上４桁 |
| 代表者名 | ▲▲　▲▲ | 印 |
| 担当者名 | ▲▲　▲▲ |
| 担当者連絡先（Email，Tel） | Email：××××@××××.jpTel：○○○-○○○-○○○○ |
| ユーザ名 | 〇〇〇◎◎◎ |
| ユーザ名連絡先（Email，Tel） | Email：××××@××××.jp半角英大文字あるいは数字を使用して1～12文字で事業者にて任意に設定（例）USER001, TARO, 123 などTel：○○○-○○○-○○○○ |
| インボイス事業者登録番号 | ×××××××××××××× |

下記事項を承諾の上，余力活用に関する契約を申込みます。

記

１．承諾事項

（１）　余力の運用規程および余力の運用規程第２条第２項に定める関係規程類に従うこと。

（２）　余力の運用規程にもとづき，余力活用に関する契約の解除その他の処分に従うこと。

（３）　余力活用に関する契約について，解約もしくは解除となった場合で，その後一般等配電事業者との取引に需給調整市場システムを用いないときは，需給調整市場システムの利用を終了させるための適当な処置を行なうこと。

（４）　本申込書を受領した一般送配電事業者が，本申込書を他の一般送配電事業者との間で共有すること。

（５）　ＡＰＩの仕様に関する情報を関係者以外へ開示・目的外使用しないこと。

２．ＡＰＩ連携希望

該当する方にチェック

✓

　　　　　有　☐　・　無　☐

以　上

【 一般送配電事業者からの周知事項 】

* 事業者さまが，需給調整市場システムを利用するにあたり，需給調整市場システムとＡＰＩ連携を希望される場合は，申込内容の確認後，ＡＰＩの仕様を別途，事業者さまへ開示いたします。
* 既に簡易指令システムに接続している事業者さまで「ERABサイバーセキュリティガイドライン」の対応Verが1.1の場合，余力活用に関する契約を締結するにあたりVer2.0へ対応する工事が別途必要となります。